

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

板倉町は、老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

群馬県板倉町長 栗原 実

## 公表日

平成27年6月25日

## 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務
事務の概要	<p>〔事務概要及び特定個人ファイル使用事務〕</p> <p>65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるような下記の措置</p> <p>(1)老人福祉法第10条の4に基づく居宅における介護</p> <p>(2)老人福祉法第11条に基づく老人ホームへの入所</p> <p>老人福祉法第21条に基づく措置の費用の支弁</p> <p>老人福祉法第28条第1項に基づく措置の費用の徴収</p>
システムの名称	1.措置台帳(Excel) 2.費用徴収台帳(Excel) 3.中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)措置台帳ファイル(Excel) (2)費用徴収台帳ファイル(Excel)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条(利用範囲)第1項及び別表第一の41
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt; 選択肢 &gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二の61及び62
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	健康介護課
所属長	健康介護課長 落合 均
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2067 受付窓口:板倉町役場 健康介護課 介護高齢係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2067 受付窓口:板倉町役場 健康介護課 介護高齢係

## しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数が	平成27年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数が	平成27年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

## しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>